

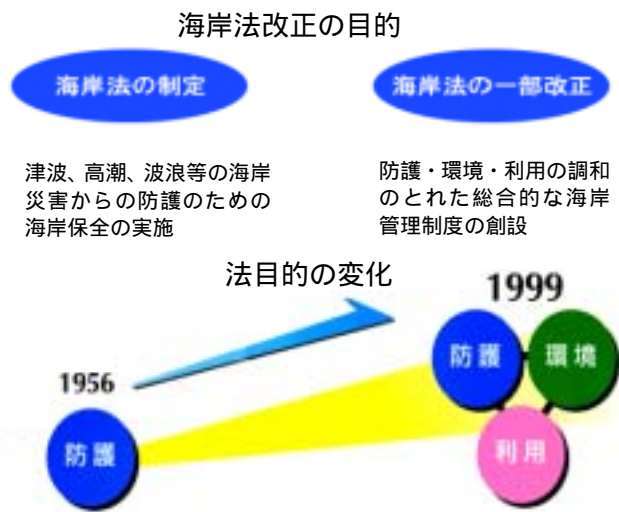
丹後沿岸海岸保全基本計画の策定

(1) 基本計画の策定

従来の「海岸保全」は、津波、高潮、波浪等に起因する海岸災害からの防護に重点がおかれ、その後並行して、全国的に顕在化した海岸侵食への対応や、社会のニーズに応じた利用しやすい海岸づくり等が進められてきた。しかし、近年様々な要因により、海岸の動植物生息環境が悪化するなどしたことから、海岸の環境に対する関心が高まり、また、住民意識の向上に伴い、地域の意見を反映した海岸の計画づくりが求められるなど、海岸の保全をとりまく状況に変化が生じてきた。

こうした状況を踏まえ、平成 11 年に公布され、翌 12 年に改正された新しい海岸法では、これまでの「災害からの海岸防護」に加え、「海岸環境の整備と保全」及び「海岸の公衆の適正な利用」が法目的に追加され、防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸管理を目指すこととなった。

その具体化施策として、全国の海岸について、国が「海岸保全基本方針」を定めたが、それに続き、京都府の海岸について、従来から行ってきた海岸の防護と共に、環境及び利用も併せて考慮した「丹後沿岸海岸保全基本計画」を策定するものである。



(2) 基本計画対象範囲

国が定めた「海岸保全基本方針」では、地形・海象面の類似性および沿岸漂砂の連続性に着目して、海岸保全基本計画を作成すべき「一体の海岸の区分（沿岸）」として、日本全国の海岸を 71 の沿岸に区分している。本計画の対象としている丹後沿岸は、この沿岸区分に基づき、福井県境から兵庫県境に至る 3 市 2 町（舞鶴市、宮津市、京丹後市、岩滝町、伊根町）延長約 315 km の海岸線である（右図）。

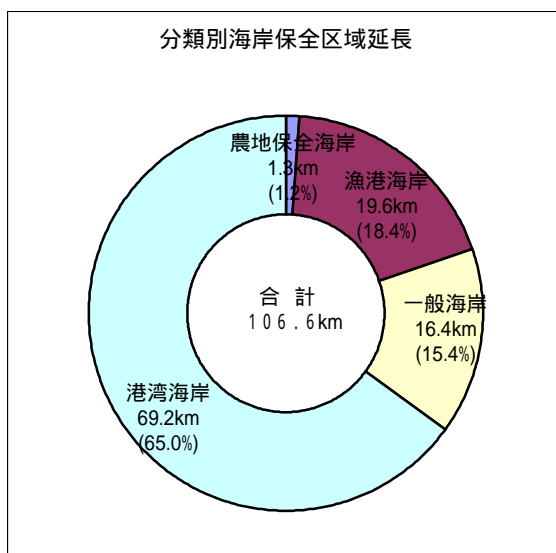
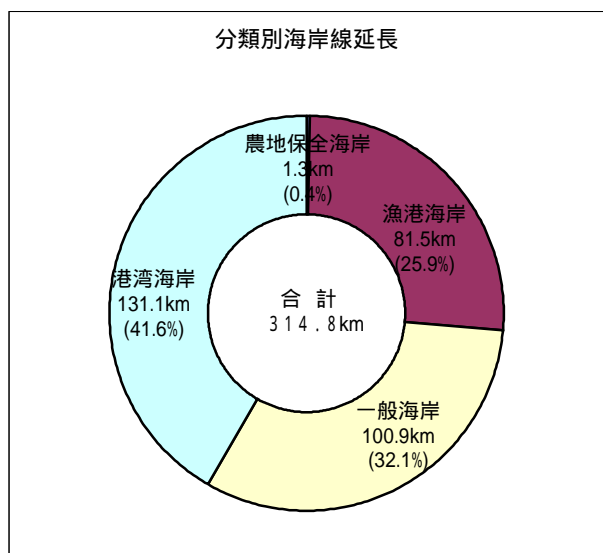


計画対象範囲

沿岸名	丹後沿岸
境界	福井県界～兵庫県界
沿岸総延長	314,777 m

海岸分類別延長

分類	海岸線延長(m)	海岸保全区域	
		延長(m)	指定海岸数
農地保全海岸 (農村振興局所管)	1,274	1,274	7
漁港海岸 (水産庁所管)	81,528	19,632	18
一般海岸 (河川局所管)	100,866	16,416	11
港湾海岸 (港湾局所管)	131,109	69,231	33
合計	314,777	106,553	69



(参考)

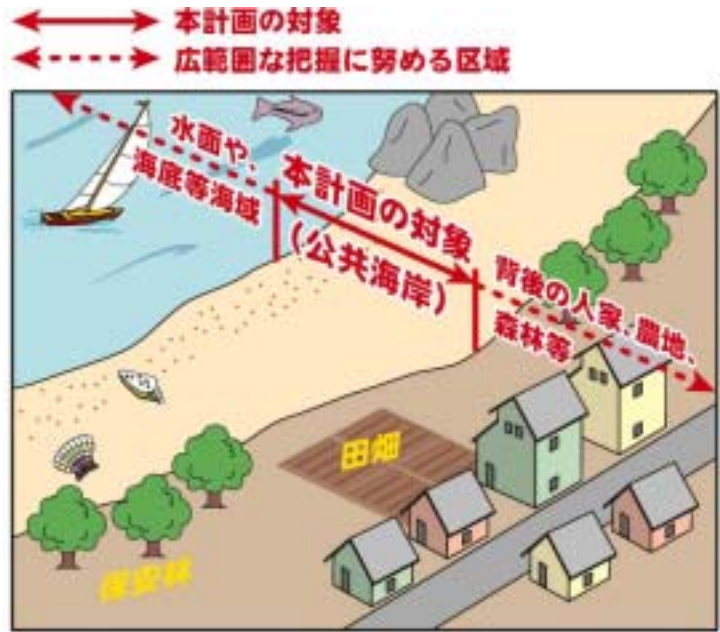
分類	内容	京都府の所管課(室)
農地保全海岸	農地に係る海岸保全区域(農林水産省農村振興局)	農林水産部 耕地課
漁港海岸	漁港区域内の海岸区域(農林水産省水産庁)	" 水産課
一般海岸	一般の海岸保全区域及び一般公共海岸区域(国土交通省河川局)	土木建築部 河川整備管理室
港湾海岸	港湾区域内の海岸区域(国土交通省港湾局)	" 港湾課

(3) 計画における「海岸」とは？

海岸は、一般に国有海浜地、官有浜地などと呼ばれることもあるが、法でいう海岸とは、「公共海岸」であり、海岸法に次のとおり定義されている。

『国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地（後略）』

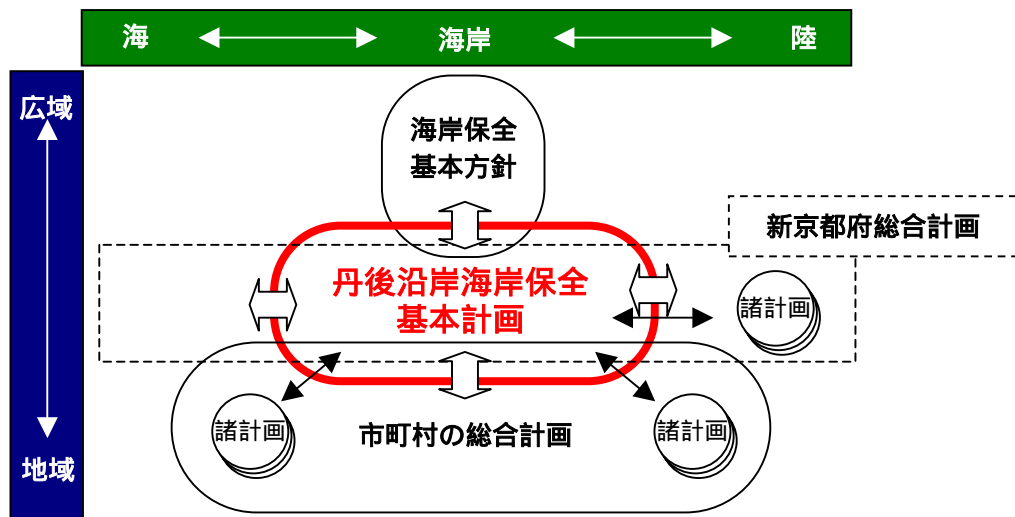
本計画は、原則として、この「公共海岸」を対象とするものであるが、水面や海底等海域、また、背後の人家、農地、森林等陸域についても、広範囲な把握に努め、陸と海との接点である「海岸」について、幅広く検討した上、計画の策定を行う。



(4) 基本計画の位置づけ

丹後沿岸海岸保全基本計画は、京都府の海岸保全について、基本的な方向を定めるものであり、国の「海岸保全基本方針」、府や各市町の総合計画及び関連計画との整合を図りつつ、海岸保全の内容を具体化するものである。

<丹後沿岸海岸保全基本計画の位置づけイメージ>



(5) 海岸保全基本方針との対比

丹後沿岸海岸保全基本計画は、国の「基本方針」の趣旨に基づき、丹後沿岸における海岸保全の基本的な計画を、地域の実情を反映して作成するものである。

下表に、国の「基本方針」に示された「海岸保全基本計画に定めるべき基本的な事項」と、本計画の項目対照を示す。

海岸保全基本方針に示された 海岸保全基本計画に 「定めるべき基本的な事項」	本計画（丹後沿岸海岸保全基本計画） 対照表	
海岸の保全に関する基本的な事項	第2章 丹後沿岸における海岸保全	p. 5
イ．海岸の現況及び保全の方向に関する事項 自然的特性や社会的特性等を踏まえ、沿岸の長期的なあり方を定める。	2-1. 海岸の現況 2-2. 海岸の歴史 2-3. 海岸の状況調査 2-4. 海岸の課題 2-5. 海岸保全の方向性 2-5-1. 総合評価と保全のコンセプト 2-5-2. 基本方針	p. 5
ロ．海岸の防護に関する事項 防護すべき地域、防護水準等の海岸の防護の目標及びこれを達成するために実施しようとする施策の内容を定める。	2-5. 海岸保全の方向性 2-5-3. 海岸の防護・環境・利用 2-5-4. 地域の海岸保全	p.58
ハ．海岸環境の整備及び保全に関する事項 海岸環境を整備し、及び保全するために実施しようとする施策の内容を定める。	2-5. 海岸保全の方向性 2-5-3. 海岸の防護・環境・利用 2-5-4. 地域の海岸保全	p.58
ニ．海岸における公衆の適正な利用に関する事項 海岸における公衆の適正な利用を促進するために実施しようとする施策の内容を定める。	2-5. 海岸保全の方向性 2-5-3. 海岸の防護・環境・利用 2-5-4. 地域の海岸保全	p.58
海岸保全施設の整備に関する基本的な事項	第3章 丹後沿岸における海岸保全施設の整備	p.66
イ．海岸保全施設を整備しようとする区域	3-1. 整備ゾーンと基本方向 3-2. 海岸保全施設の整備計画 3-2-1. 整備しようとする区域	p.66
ロ．海岸保全施設の種類、規模及び配置等	3-2-2. 種類、規模及び配置	p.74
ハ．海岸保全施設による受益地域及びその土地利用状況	3-2-3. 受益の地域及びその状況	p.76
	3-3. 海岸保全の基本計画図	p.77
	第4章 計画の推進 関連計画・近隣計画との整合 関係機関相互の調整・連携 海岸環境への影響の把握と対応 地域住民等の参画と情報公開 柔軟な管理区域、管理者の見直し・変更 基本計画の見直しと改訂	p.86